

学校感染症による出席停止と対応について

学校保健安全法で定められた学校感染症(以下表)に罹患した場合には、大学内での感染拡大を予防するため出席停止としています。

感染症を疑うような症状がある場合には登校を控え、早期に医療機関の受診をお願いします。

受診した医療機関では疾患名や登校可否・自宅待機期間等を確認するようにしてください。

医療機関を受診した結果、以下に該当する感染症に罹患した場合は

学校感染症報告 forms(<https://forms.gle/guAW6fsHao6i157k6> または 右記)へアクセスし、

必要情報をご入力いただき、必ず大学(保健学生相談室)へ報告してください。

ご報告いただいたのちに、保健学生相談室より状況確認のため連絡させていただきます。

なお、確認した状況については教育支援担当とも共有させていただき、

出席停止情報については教育支援担当より教員に報告いたします。

Googleforms にて

ご連絡下さい



【学校感染症】

	感染症名	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)が消失後 2 日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157 等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
	* その他条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)	感染症・状況により異なりますので、罹患時には保健学生相談室にお問い合わせください

担当・問い合わせ先 : 保健学生相談室 (4-205) TEL 0268-39-0040

E-Mail soudan@nagano.ac.jp